

○社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年一月十五日規則第一号

改正

平成二七年 三月 九日規則第六号

平成三〇年 三月三〇日規則第二一号

令和 三年 三月二二日規則第二一号

令和 六年 三月二八日規則第一二号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第三条 軽費老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 入所者に提供するサービスに関する計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十五条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録（文書の交付に代わる重要事項の提供方法等）

第四条 条例第十一条第一項（条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（軽費老人ホ

ームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2 入所申込者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする軽費老人ホームの設置者は、その旨を軽費老人ホームの利用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第一項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た軽費老人ホームの設置者は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第十一条第一項の重要事項を文書を交付する方法により提供しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五条 軽費老人ホームの設置者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(食事)

第六条 軽費老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第七条 軽費老人ホームの設置者は、常に入所者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、要介護認定（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームの設置者は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(健康の保持)

第八条 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第九条 施設長は、職員に第三条から前条まで及び次条から第十六条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に

資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 第三条第二項第四号の苦情の内容等の記録を行うこと。

三 第三条第二項第五号の事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保）

第十一条 軽費老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

第十二条 削除

第十三条 削除

（掲示）

第十四条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（広告）

第十五条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）

第十六条 軽費老人ホームの設置者は、地域住民との連携及び協力を行い、地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（都市型軽費老人ホーム）

第十七条 都市型軽費老人ホームについては、第三条から前条までの規定にかかわらず、次条及び第十九条の定めるところによる。

(自炊の支援)

第十八条 都市型軽費老人ホームの設置者は、入所者の心身の状況及び希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない。

(準用)

第十九条 第三条から第十六条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第九条中「第三条から前条まで及び次条から第十六条まで」とあるのは「第十八条並びに第十九条において準用する第三条から第八条まで及び第十条から第十六条まで」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第二十条 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホームの設置者及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(軽費老人ホームA型)

第二条 軽費老人ホームA型については、第三条から第十六条までの規定にかかわらず、次条から附則第五条の定めるところによる。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

第三条 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第四条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- 二 第三条第二項第四号の苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 第三条第二項第五号の事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

(準用)

第五条 第三条から第七条まで、第九条及び第十一条から第十六条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第九条中「第三条から前条まで及び次条から第十六条まで」とあるのは「附則第三条及び附則第四条並びに附則第五条において準用する第三条から第七条まで及び第十一条から第十六条まで」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二七年三月九日規則第六号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日規則第二一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月二二日規則第二一号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。(後略)

附 則 (令和六年三月二八日規則第一二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。(後略)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十四条第三項（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三条第三項の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第十七条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第二十二條の二、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第五十二条（新指定居宅サービス等基準規則第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十六条の二、第五十八条、第六十二条（新指定居宅サービス等基準規則第六十六条において準用する場合を含む。）、第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第八十二条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第二十条第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第四十二条、第四十六条（新指定介護予防サービス等基準規則第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条の二、第五十七条、第五十九条（新指定介護予防サービス等基準規則第六十三条において準用する場合を含む。）、第七十二条及び第七十七条において準用する場合を

む。)の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準規則第八十二条第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第九条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第十四条第三項(新介護医療院基準規則第二十二條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第十条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第十四条第三項(新軽費老人ホーム基準規則第十九条、附則第五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。